

監理技術者補佐の設置による監理技術者の専任義務の緩和について

令和2年10月1日施行の改正建設業法第26条第3項ただし書き及び関係法令等に基づき、監理技術者の行うべき職務を補佐する者（監理技術者補佐）を工事に設置し、監理技術者が他工事と兼任する場合の手続きについては、以下のとおりとします。

■ 監理技術者補佐を定めたときの手続き

工事の受注者は、監理技術者の専任が必要な工事において、監理技術者補佐を定めたとき又は変更したときは、当該監理技術者補佐に関して、以下の書類を工事主任に提出してください。

提出が必要な書類

- ・「現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等指定通知書」（工期の途中で新たに配置したとき又は変更した場合は、「現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等変更通知書」）
- ・技術者経歴書
- ・受注者と直接的、恒常的な雇用関係があることを確認できる書面
- ・その他、資格要件を確認できる書類

■ 監理技術者が兼任する場合の手続き

上記により監理技術者補佐を設置した工事について、監理技術者が他工事と兼任する場合は、以下の書類を工事主任に提出し、本市の承諾を受けてください。

提出が必要な書類

- ・「監理技術者等の兼任届」

■ 兼任可能な工事

専任の監理技術者補佐の設置により監理技術者が兼任できる工事は2件までとし、かつ、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とします。また、受注者は、情報通信技術の活用方針や監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ工事主任に説明し、理解を得るものとします。

なお、上記にかかわらず、入札告示前の段階で、工事規模、施工難易度等から、兼任が認められないと判断される工事については、告示等にその旨を明記し、兼任を認めない取扱いとします。

■ 参照

○監理技術者等の取扱いについて

<https://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/50youshiki/documents/kanri.pdf>

お問い合わせ先：札幌市交通局事業管理部総務課契約係 電話 011-896-2709